

平成 26 年 10 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 279 回

中小企業の前には、まだまだ苦難が待ち受けています。

これをどう乗り越えていくか。

今回は、幻冬舎社長 見城徹氏が面白いことを言って見えますので、参考に下記します。お役立て下さい。

1. 知識を増やすだけでの勉強には意味がない。血肉化されて初めて役に立つ。血肉化とは、文字通り、その学びを自分の体の一部にするくらい吸収をすることだ。
2. 成功している起業家とは 3 万人の中の 1 人だ。頭角を現さなかった 29,999 人は消えているから歴史に残らない。成功した人たちだけが残っているから成功した起業家がいっぱいいるように見える。だがその背後は死屍累々の有り様で、成功した起業家になるのは奇跡に近いことなのである。

苦しまないところに結果はついてこない、難しい道を選ばない限り、結果なんかない。自分で七転八倒して、自分の勉強法を見つけることに意味がある。

それは自分でつかみ取るしかない。

圧倒的努力というのは、人が寝ているときに寝ないことなのである。

人が休んで寛いでいるときに自分は仕事や勉強に取り組むことだ。



やはり努力しなければ成功しませんね！！

前田の《今人生を語る》第 184 回

めざめよ日本人 (107)

明治時代の日本人と現代の日本人とは何が異なるのか？

(1) まず環境の違いがありますね。

江戸から明治へと時代の変遷はあれども、基本的な志は、今ここで頑張らないと世界に遅れを取り負けてしまう、なんとかしなければの気概と、江戸時代から引き継いだ死をも厭わぬ武士道精神、そして貧困を耐え忍ぶ精神ですね。

ところが現代の日本人は、

- ① まず国を守って死ぬことはない、アメリカが助けてくれるという軟弱さ
- ② 自ら国を守るために戦地に赴く必要もない
- ③ 物が有り余るほどあり、仕事もそこそこにある

ですね。

これだけ生きる環境が異なると、中国や北朝鮮にもとても立ち向かえませんか。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

柴岡 晋

平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続から適用となる相続税の基礎控除の縮小、相続税率の引き上げ等と併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正が適用になります。今回はその特例について、概要および改正点についてご説明させていただきます。

1. 特例の概要

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額することができます。

なお、相続開始前 3 年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

2. 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積の拡大

特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が 330 ㎡までの部分に拡充されました。限度面積および減額割合は以下の通りとなっています。

小規模宅地等の区分	限度面積(現行)	限度面積(改正後)	減額割合
特定事業用等宅地等 (特定事業用宅地等) (特定同族会社事業用宅地等)	400 ㎡	変更なし	80%
特定居住用宅地等	240 ㎡	330 ㎡	80%
貸付事業用宅地等	200 ㎡	変更なし	50%

3. 特定居住用宅地と特定事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

現行では特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等の両方について特例の適用を受ける場合、一定の調整計算の上、最大 400 ㎡までしか適用が認められていませんでしたが、改正後はそれぞれ限度面積まで適用を受けられ、最大 730 ㎡(特定事業用等宅地等 400 ㎡ + 特定居住用宅地等 330 ㎡)まで特例の適用が受けられます。

4. 特定居住用宅地等の適用要件の緩和

(1) 二世帯住宅に居住していた場合の取扱い

二世帯住宅については、内部で行き来できるかに否かにかかわらず、一棟の建物に被相続人の配偶者または親族が居住している場合には特例の適用ができるようになりました。

(2) 老人ホームに入所した場合の取扱い

老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地については、以下の要件の下で、相続の開始の直前において被相続人が居住していたものとして、特例の適用ができるようになりました。

- ① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ② 居住しなくなった家屋が貸付けなどの用途に供されていないこと。

なお、上記 2、3 の改正については平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から適用となり、上記の 4 の改正については平成 26 年 1 月 1 日以後の相続から適用されます。